

司法院釈字第410号（1996年7月19日）\*

争 点

親族編施行法が連合財産制の修正により別の規定を設けていないことは違憲か。

（親屬編施行法未因聯合財產制修正另設規定違憲？）

キーワード

連合財産制、原有財産、特有財産、所有権

**解釈文：**民法親族編施行法第一条は「親族の事件に関して、民法親族編が施行される以前に発生したものは、本施行法上特別の定めがある場合を除き、民法親族編の規定を適用しない。修正以前に発生したものは、本施行法の特別の定めがある場合を除き、修正後の規定をも適用しない」と規定しており、これは民法親族編施行以前または修正以前に既に存在している法的秩序を尊重し、法の安定という要請に応じるべきとすると同時に、既に発生している法的秩序に対しては依然として継続的に

維持されるべきではなく、もしくは変更されるべきものは、当該施行法において特別の規定を設けることを以って調整するためのものであり、憲法に抵触するものではない。ただし、夫婦連合財産制に関する規定を考察すると、民国七十四（1985）年六月三日の修正以前の民法第一〇一七条第一項は：「連合財産の中で、妻が結婚当時に所有する財産、および婚姻関係存続中に、相続或いはその他無償で取得した財産は、妻の原有財産とし、その所有権を保有する」と規定し、同条第二項は：

---

\*翻訳者：呉 煙宗・呉 厚子

「連合財産の中で、夫の原有財産および妻の原有財産に属さない部分は、夫の所有とする」と規定し、同条第三項は、「妻の原有財産から生ずる利息は、その所有権は夫に帰属する」と規定しており、および最高法院（最高裁判所）五十五（1966）年度台抗字第一六一号判例は「妻が婚姻關係存続中に始めて取得した財産は、もしもそれが特有財産または原有財産たることを証明できなければ、民法第一〇一六条及び第一〇一七条第二項の規定により、すなわち連合財産に属するとし、その所有権は夫に属するべきである」としたが、憲法第七条の男女平等の原則を考慮したうえで、民法第一〇一七条は七十四年六月三日に既に修正が加えられており、前掲した最高法院の判例もまた修正後の民法を適用することから、再び引用されることはない。民法親族編施行法は民法第一〇一七条の夫婦連合財産の所有権帰属に関する修正に特別の規定を設けていないため、修正以前に既に発生し現在もまだなお存在している連合財産については依然として修正前

の規定を適用し、夫が引き続き権利を享有しているという結果となり、これらについては憲法が保障する男女平等の趣旨を貫徹していない。民法親族編が修正される以前に既に発生し現在もまだなお存在している連合財産の中で、夫の原有財産及び妻の原有財産に属さない部分に関しては、男女平等の原則に合致させるためにこれを如何に取り扱うべきかについて、関係官庁は民法親族編施行法の関連規定の修正を速やかに検討すべきである。なお、遺産及び贈与税法第十六条第十一号にいう被相続人の配偶者と子の原有財産または特有財産が登録手続きを経て或いは確実な証明がある場合には、遺産の総額に算入せずという規定は、所謂「被相続人の配偶者」とは夫婦を区別せずにすべてに適用されるものであり、憲法第七条が保障する男女平等の原則にも抵触するものではない。

**解釈理由書：**民法親族編施行法第一条は「親族の事件について、民法親族編が施行される以前に発生したものは、本施行法上特

別の定めがある場合を除き、民法親族編の規定を適用しない。修正以前に発生したものは、本施行法の特別の定めがある場合を除き、「修正後の規定をも適用しない」と規定しており、これは民法親族編施行以前または修正以前に既に存在している法的秩序を尊重し、法の安定という要請に応じるべきとすると同時に、既に発生している法的秩序に対しては依然として継続的に維持されるべきではなく、もしくは変更されるべきものは、当該施行法において特別の規定を設けることを以って調整するためのものであり、憲法に抵触するものではない。ただし、夫婦連合財産制に関する規定を考察すると、民国七十四（1985）年六月三日の修正以前の民法第一〇一七条第一項は：「連合財産の中で、妻が結婚当時に所有する財産、および婚姻関係存続中に、相続或いはその他無償で取得した財産は、妻の原有財産とし、その所有権を保有する」と規定し、同条第二項は：「連合財産の中で、夫の原有財産および妻の原有財産に属さない部分は、夫の所有とする」と規

定し、同条第三項は：「妻の原有財産から生ずる利息は、その所有権が夫に帰属する」と規定しており、および最高法院（最高裁判所）五十五（1966）年度台抗字第一六一號判例は「妻が婚姻関係存続中に始めて取得した財産は、もしもそれが特有財産または原有財産たることを証明できなければ、民法第一〇一六条及び第一〇一七条第二項の規定により、すなわち連合財産に属するとし、その所有権は夫に属すべきである」としたが、憲法第七条の男女平等の原則を考慮したうえで、民法第一〇一七条は七十四年六月三日に既に修正が加えられており、すなわち修正後の民法第一〇一七条第一項は：「連合財産の中で、夫または妻が結婚当時に所有する財産、および婚姻関係存続中に取得した財産は、夫または妻の原有財産とし、各自にその所有権を保有する」と規定し、同条第二項は：「連合財産の中で、夫または妻の所有の財産たることを証明できなければ、夫婦共有の原有財産と推定する」と規定し、なお同条第三項は削除された。連合財産の

管理に関しては、修正後の民法第一〇一八条は：「連合財産は、夫がこれを管理する。但し、妻が管理すると約定された時は、その約定に従う。その管理費用は管理権のある一方が負担する。妻が連合財産を管理する場合には、第一〇一九条から第一〇三〇条に至るまでの夫の権利義務に関する規定は、妻に適用し、妻の権利義務に関する規定は、夫に適用する」と規定しており、これらを以って憲法の規定を一致する。前掲した最高法院の判例もまた修正後の民法を適用することから、再び引用されることはない。上記の修正の規定により、修正以前に既に発生したものに関しては、民法親族編施行法第一条後段は：「本施行法上特別の定めがある場合を除き、修正後の規定をも適用しない」と規定しており、そして同法施行法は民法第一〇一七条の夫婦連合財産の所有権帰属部分に関する修正に特別の規定を設けていないため、依然として修正以前の規定を適用しており、修正以前に既に発生し現在もまだなお連合財産の中に存在している夫の原有財産および妻

の原有財産に属さない部分は、依然夫が引き続きその所有権および妻の原有財産から生ずる利息に対する所有権および連合財産に対する管理権を享有しているという結果となり、こうしたことは男女平等などの精神や趣旨を貫徹しておらず、関係官庁は民法親族編施行法の関連規定の修正を速やかに検討すべきであり、それによって修正以前の連合財産の所有権および管理権と既存の法的秩序の保護との均衡を保つことができる。なお、遺産及び贈与税法第十六条第十一号にいう被相続人の配偶者と子の原有財産または特有財産が登録手続きを経て或いは確実な証明がある場合に、遺産の総額に算入せずという規定は、所謂「被相続人の配偶者」とは夫婦を区別せずにすべてに適用されるものであり、憲法第七条が保障する男女平等の原則にも抵触するものではない。ひいては七十四年六月三日の修正以前の民法第一〇一七条第二項の規定を適用したうえ、遺産総額の計算に差異が生ずる結果に至ったのは、民法親族編施行法第一条後段の規定に従った結果である

ことから、尚も当該税法条項の規定が憲法第七条の規定に違反するとは謂い難い。